

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年九月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年五月二十一日奈良県指令高土第二七一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年八月二十日高土第八五二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年八月二十日高土第三五三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市神楽三丁目三四〇番五、三四〇番一二、三四〇番一三、三四一番二、三

四一番五、三四一番八及び三四一番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉一二二八番地

武藏正

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市神楽三丁目三四〇番一二、三四〇番一三、三四一番二及び三四一

番五

下水道 大和高田市神楽三丁目三四一番二の一部